

2020年5月24日

保護者の皆様

円町まぶね隣保園

コロナウイルス感染拡大予防の更なるお願い

いつも、園にご理解、ご協力ありがとうございます。

それぞれの皆様のご協力で自粛をしていただき、感染拡大することなく、緊急事態宣言が解除される状況になったことは喜ばしいことであります。しかし、終息した訳ではありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応 (5月21日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

【～5月31日】

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）が必要な場合

【6月1日～】

原則として、保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで開所します。

なお、家庭的保育の協力依頼は、一旦は6月14日までとします。

上記を受けて園としても6月14日までは可能な限り、家庭保育のご協力をお願いします。保育園では多くの保護者、職員の出入りすることにより、感染リスクがあります。そして、保育では感染予防に努めていますが、濃厚接触が避けられません。登園される場合は感染リスクがあることをご承知ください。

第二波、第三波に備え、まだまだ、気を緩めず、手探り状態で保育生活を進めなければなりません。今後も引き続き、コロナウイルス感染拡大予防をしていただきますように、よろしく申し上げます。

京都新聞より (2020年5月22日 金曜日)

保育園受け入れ緩和

京都市基準 1日から学童も

京都市は21日、新型コロナウイルスの感染拡大で厳格化していた保育園や学童クラブの受け入れ基準を、6月1日から緩和すると決

めた。15日以降は感染が収まっていけば、通常通り受け入れるという。

保育園と学童クラブについて同市は4月17日以降、

全ての保護者が職場に出勤する必要があったり、障害や出産など福祉的配慮が必要だったりする場合のみ子どもを受け入れるという厳しい基準を設けていた。

京都府への緊急事態宣言が解除されたことを受け、6月1〜14日は現在のよう、に強く利用自粛を求めず、「家庭保育の協力依頼」へと基準を緩める。

(上口祐也)